

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年10月26日(水)  
午前9時27分～午前9時42分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平  
委員 菅原 和子 委員 小野寺美穂  
委員 長南 良彦 委員 村上 久仁
- 4 委員外議員 3名  
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍  
議員 大友 康信
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 今野 博幸  
次長兼議事調査係長 加藤 勤  
主幹兼庶務係長 針生 明美
- 7 傍聴者 なし
- 8 協議事項
  - (1) 議長の諮問に関する事項について
    - ① 議員協議会の開催について
  - (2) 会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
    - ① 名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

午前9時27分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

山田龍太郎委員から会議規則第81条の規定により欠席の届け出がありましたので報告いたします。

次に、本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

議員協議会の開催についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 先日11月4日の議員協議会の開催について、平成28年10月24日付で市長から開催の要請があったところです。

初めに、次第書の1の（1）のウ 協議事項①について当初「仙台空港の運営方針と地域共生の取組について」という題目で通知しておりましたが、その後執行部より差しかえの文書が送付され、協議事項①については「仙台空港運営方針と地域との共生について」が正しいとのことでしたので、御報告いたします。

日時は、平成28年11月4日金曜日、午後1時から、場所は、議員協議会室です。協議事項は、①仙台空港の運営方針と地域との共生について、②仙台空港民営化の成功に向けた県の取組についてとなっております。委員の皆様へ配布しました仙台空港関係の資料2部については、11月4日の議員協議会当日に御持参願います。

当日の進め方について、次第書をごらん願います。

市長からあいさつの後、宮城県土木部長 遠藤信哉氏からあいさつをいただきます。その後、①仙台空港の運営方針と地域共生との共生についてについ

て、仙台国際空港株式会社取締役社長岩井卓也氏から説明を受けます。次に、②仙台空港民営化の成功に向けた県の取組についてについて、宮城県土木部長遠藤信哉氏から説明を受けます。次に、協議事項2カ件について、質疑をお受けする形で進めることとなります。なお、仙台国際空港株式会社に対する質疑については、説明内容の確認程度に留めていただきたいと思います。

説明資料につきましては、本日配付する予定です。

○委員長（小野泰弘） ただいま議員協議会の開催について書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 確認ですが、議員協議会開催の目的は、地域共生事業を市の総合計画に空港を位置づけてくださいとありますが、この着眼で民間事業者に質疑を行うのでしょうか。また仙台空港民営化の成功に向けた県の取組については分かりますが、その中に県が今後取り組むことに運用時間がありますが、運用時間について質疑してもいいのでしょうか。

○委員長（小野泰弘） 暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

---

午前9時39分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開いたします。

お諮りいたします。議員協議会の開催につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、議員協議会の開催につきましては、そのように決定いたしました。

次に、協議事項2の（1）名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 名取市議会議員の政治倫理に関する条例第5章第13条において「調査会は、委員5人以内で組織する」と規定されております。また第2項では「調査会の委員は、議長が議員のうちから委員を指名する。ただし、調査請求をした者が議員である場合の当該議員、調査請求の当事者である議員及び議会運営委員会の委員である議員は調査会の委員になることはできない」

とも規定されております。

この条文を一部改正いたしまして、議会運営委員会委員も調査会の委員となることができるよう改正しようとするものです。

改正理由としましては、議員定数が21名と少ない中、議会運営委員会委員の7名を調査会委員に選任できないこと、請求者、当事者である議員は選任できないことから、調査会委員を選任するに当たり、議長、議会運営委員会委員を除くと委員選任が13名と限定されることになることからです。

なお、条例の一部改正（案）の上程については、11月14日月曜日の臨時会を予定しております。

○委員長（小野泰弘） 休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前9時42分 休憩

---

午前9時42分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開いたします。

お諮りいたします。名取市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正についてにつきましては、休憩中の協議のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

これをもって、本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前9時42分 散会

平成28年10月26日

議会運営委員会

委員長 小野泰弘